

東京ベイ e S G パートナー 募集要領

1 募集の目的

東京ベイ e S G パートナーの設置に伴い、東京ベイ e S G パートナー会員（以下、「会員」という。）の募集を行います。

2 応募対象及び資格

（1）応募対象

企業又は N P O、大学、研究機関、金融機関、投資家、行政機関、その他これらに類する法人格を有する団体（個人での応募はできません。）

（2）応募資格

応募者は、次の全ての項目を満たしている必要があります。

ア 東京ベイ e S G プロジェクトが掲げる理念や将来像、都市像に合致する取組を行っていること

イ 東京ベイ e S G パートナーの目的及び活動に賛同していること

ウ 法令等を遵守した経営と倫理により、公正で誠実な活動を行っていること

エ 次に掲げる欠格条項に該当しないこと

（ア）都税、法人税、消費税等を滞納している者

（イ）会社更生、民事再生その他これらに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者

（ウ）労働関係法令違反をしている者

（エ）業務停止命令や行政処分等を受けている者

（オ）各種助成金の不支給措置を受けている者

（カ）東京都暴力団排除条例に関して、次のいずれか又は全ての項目に該当すると認められる者

a 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である

b 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている

c 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

- d 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している

3 応募方法

(1) 応募方法

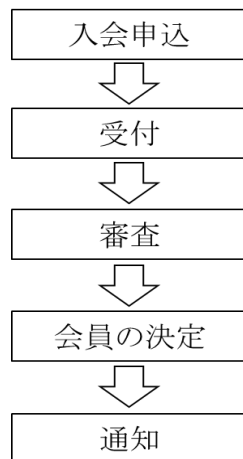
応募者は、東京ベイ e S G プロジェクトのホームページ (<https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/>) より、指定の登録フォームを通じて応募してください。なお、応募資格の確認のため、必要に応じて資格を証明する書類等を提出いただくことがあります。

(2) 応募受付期間

令和 4 年 4 月 1 日から

(3) 会員登録までの流れ

入会申込後、事務局にて審査の上、登録の可否を通知します。



4 連絡先

お問い合わせについては、以下の連絡先までお願いします。

東京都スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部 東京 e S G プロジェクト推進担当
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階 北側
電話 03-5388-2106 (直通)